

選任第4号

特別委員の選任について

各特別委員を選任するものとする。

平成27年8月10日提出

向日市議会議長

〈参 考〉

◎ 向日市議会委員会条例（抜粋）

（特別委員会の設置等）

第4条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

（委員の選任）

第5条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

2 常任委員及び議会運営委員の任期満了による後任者の選任は、この任期満了の日前30日以内に行うことができる。

3 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第2項の例による。

（委員長及び副委員長）

第6条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長1人を置く。ただし、特別委員会においては、必要がある場合に副委員長2人を置くことができる。

2 委員長及び副委員長は、委員会においてそれぞれの委員の中から互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

（委員会の委員長及び副委員長がともにないときの互選）

第7条 委員会の委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行なわせる。

2 前項の互選に関する職務は、年長の委員が行なう。